

○13番（山本 陽一郎君） 13番。

哀愁あふれる民謡で名高い「五木の子守唄」のさとうゆうし、また、かの戦国の雄、加藤清正公のゆかりの地、熊本地方を襲った大震災によって犠牲となられた方々に深く哀悼の意を表するとともに、被災された皆さまに心よりのお見舞いを申し上げ、あわせて1日も早い復興をお祈りさせていただきます。

災害は忘れたところにやってくるということ。安心で安全なまち、東員町といわれておりますけれども、油断大敵であります。今度の機構改革で環境防災課が新設されました。皆さんのご活動を願いたいと思います。

今日はこのまちを思い、このまちと共に生きる多くの住民の皆さんを代表して、行政について、そのあり方について町長と議論をしてまいりたい。どうぞ自分の思いの中で、ご自分の言葉での明確な答弁を求めておきます。

これは聞き取り調査の中で調整させていただいた模範質問、模範答弁をまず始めたいと思っております。

今、焦点となっております各自治会における集会所の建てかえ問題に関して、法人化という言葉が出てきております。在来地区は法人化されていると思っておりますけれども、笹尾城山ではまだそれがなっていないということですので、その法人化の持つ意味、このことについて答弁を求めたい。

そして各自治会に集会所がありますが、この集会所の持つ定義、一体どのようなためにこの集会所があって、どのように使用していくか、このことが今回の建てかえについては極めて重要な意味を持つてくる、このように思いますので、まずその辺からご答弁を求めます。

○議長（三宅 耕三君） 水谷俊郎町長。

○町長（水谷 俊郎君） 自治会集会所の建てかえということで、ご質問にお答えをさせていただきます。

現在自治会ごとにある集会所は会議や集会に必要な機能を有しておりまして、地域住民の福祉や文化の向上、コミュニティの醸成を図ることなどを目的として使用をされております。自治会によっては、今ご案内のように、老朽化により集会所を建てかえる必要が生じてきております。そういうことから多くの自治会の要望もございまして、東員町自治会集会所整備事業補助金交付要綱を本年4月1日に制定したところでございます。

昨日の大谷議員への答弁と重複いたしますが、この補助金の交付を受けていただくには当該自治会所有の集会所ということになりますから、所有権を設定していただく必要があります。そのために地縁団体、いわゆる法人化というもので、地縁団体の認可を受けていただく必要がございます。その認可を受けていただくためには、自治会住民の意見や考えを広く聞いていただくことが求められております。

その上で手続きに必要な要件や書類を整えて自治会総会にかけていただき、自治会構成員の過半数の議決ということが必要になってきます。財産を保有していただくための法的に必要な手続きでございますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三宅 耕三君） 山本議員。

○13番（山本 陽一郎君） これからはそれぞれの思いの中で質問をし、答弁をいただきたいと思いますが、地方自治の原点は、その多くは自治会活動が原点である、このように認識をしながら、この東員町の集会所の整備計画について、先の3月議会で在来地区3集会所の改修がありましたね。そして笹尾地区1集会所の全面的な建てかえの案が出されました。そしてこれは合わせて1,450万円、在来地区3自治会で450万円、そして笹尾地区の全面建てかえで1,000万円ということを議会が承認をしております。

傷んだ公共施設は改修して使ってもらい、町長もおっしゃるように公共施設の長寿命化がいわれている今、当然そうあってほしい、そのように思います。このことはまさに時宜を得た判断であるというふうに思いますし、鳥取南大社地区ですね、該当する自治会長さんをはじめ住民各位の見識に深く敬意を表したい。ほかの自治会も当然そうあってほしい、そのようにしていただきたいというふうに思いますけれども。

そこで問題は、笹尾城山における自治会の集会所の建てかえということ。これは今まで法人化されていない、今度新しく法人化しようということ。ということになると、おっしゃられるように、住民の皆さんの過半数の賛同をいただく中で申請が必要だということ。当然ですね。

そうすると行政も補助金を出す。1,000万円、大変な金額ですね。笹尾城山11自治会があります。1億1,000万円、全額使ってそういうことになります。であるなら行政も先頭に立って、このことについて、各自治会を回って法人化の持つ意味を説明していただかなきゃいけない。当然担当はしていただいていると思いますけれども、そういう説明に町長自ら行った形跡があるのか。自治会長会がある。そんな中で各自治会長さんに、あなたおっしゃいましたね、町長、各自治会の会長さん方々の強い要望によってこの制度を設けましたと、やっていくというお話でしたね。ということであるなら、そういうことをこれまで何度も説明されたはずなだけけれども、その辺のところの見解をお尋ねします。

○議長（三宅 耕三君） 水谷町長。

○町長（水谷 俊郎君） 私自ら自治会へ出向いてということは、今やっておりますけれども、笹尾城山地区で今年1つの建てかえ要望が出てきております。その自治会に担当課が出向いて、基本的に法人化というのはどういうことか、そして法人化してもらわなければいけない、要するに建物を所有していただくために法人化していただかなければいけない理由ですね、それから手続き、そういうものは説明をさせていただいたというふうに報告を受けております。これからもそういう自治会が出てきましたら、その都度、その自治会の皆さんが集まられたところへ出向いて行って、丁寧に説明をさせていただく予定にしておりますので、よろしく願います。

○議長（三宅 耕三君） 山本議員。

○13番（山本 陽一郎君） 町長、せっかくこの議会が終わって6月中ごろからですか、来月にかけて町政懇談会ということで、町長と語ろうよという会を設けられますね。ぜひそう

いった場所で、この問題について知らない人が余りにも多過ぎる、法人化の問題について。であるなら真っ先にこのテーマを掲げて、重大な問題ですね、皆さんこの場にいるみんなが言ってますでしょう。町の財政はどうなるんだ、大丈夫かという話をしていますね。町長もおっしゃっている。これから先は大変だ。副町長もおっしゃいましたね。そんな中で貴重な町の財源を使っておやりいただく、せっかくの事業計画ですね。そうであるなら後々禍根の残らないように、説明だけはきちっとしなきゃいけない。

そして今大変な少子高齢化社会、言ってますよね。東員町もあと20年後には2万人の大台を切る、人口がですよ。そして高齢化がますます進んでくる。在来地区はある程度うまく若い人も入っていただいたり、跡継ぎがおったりして回っていくんだらうと思います。そう願いたいんですが、笹尾城山地区については、今もそうですけれども急激に高齢化が進んでおる。そして、もう班長の役には立たないので自治会を遠慮させていただきたい、そういう方がみえる。そして会員になっても、なかなかメリットが見出せないということで脱退される方も増えてきている。ご存じですよ。

そんな中で、この自治会の集会所を全自治会に1,000万円ずつの補助を出してやっていく。それはそれで私も笹尾にいますので、現実をよく把握しているはずなんです。例えばシロアリに建物が食われて大変なんですよというところもあります。そして危険な箇所建っているの、駐車場がないので何とか移転をしたいというところもあります。そういうところは別です。しかしまだ健全に使っているところもたくさんある。それは補修しながら、改修しながら使っていただく。当然あるべき姿だと思うんですね。それは新しくなりゃ気持ちがいいし、いいに決まっているけれども、そういう時代背景がある。

そしたら各自治会の集会所についてはできるだけ現状のまま、改修しながら使っていただく中で、今日も話がありましたように、昨日でしたか、例えば城山については中央集会所をもっと機能的に改修するなり何なりして、普段の皆さんの親睦だとか、そういう小さな集会は各集会所でお願いします。そして大人数の集会だとか、いろんな事業については中央集会所、笹尾でいえば笹尾の公民館がありますので、そういうところを利用していただく。それもまた、行政改革の目的であろうと思います。

おっしゃってますよね。これから行政改革しなきゃいけないという話を先ほどされた。見直しをしなきゃいけない。ということであるなら、当然ほかにもありますね。幼保育園、小中学校、この利用も考えなきゃいけない。考えていただいていいと思う。教育長は決してNOとは言わないはずですよ。

私は以前、この問題について、学校教育施設の開放をということで、県教委に質問をさせていただきました。どうぞお使いくださいという話です、空き教室はね。ただいろんな事情がありますので、何から何までという話ではありませんけれども、その気になったら使用できる。ということでこのいろいろな問題に対して、課題に対して対応していくことこそが行政の責任であり、その最たる責任者である町長の責任だと思います。

私の言ってることが間違っているなら、どうぞ指摘をいただきたいと思います。

○議長（三宅 耕三君） 水谷町長。

○町長（水谷 俊郎君） 集会所の建てかえにつきましては、その自治会の住民の方の要望によって、そしてそのときには一応2分の1ということですから、2分の1は用意していただかなければいけないわけですよ。それがあって初めてお話に乗らせていただくと、こういうことでございますので、どうしても自治会の集会所も建てかえなければいけないという要望が出てきたときに、我々はそれを否定するわけにはいかないというふうに思っております。

それはそれとして、いろんな施設を自治会の皆さんが利用するということであるならば、そこは教育委員会なり、いろんな我々横のネットワークで使用していただける施設は使用していただいたらいいのではないかとこのように考えております。

○議長（三宅 耕三君） 伊藤通数生活部長。

○生活部長（伊藤 通数君） すみません。ちょっと横から、補足の説明だけさせていただきます。

先ほど自治会への説明の件で、ちょっとお答えさせていただきたい件がございますので、すみません。全体会議の中で、法人化とか補助金のほうの説明をさせていただいておりますのと、在来地区、団地地区に2部に分けまして、去年、昨年度、法人化等につきましてのご説明はさせていただきますので、すみません、これだけ報告させていただきます。

○議長（三宅 耕三君） 山本議員。

○13番（山本 陽一郎君） 教育長、関連して、今話がありましたよね。そういう公共施設の中で教育施設ですね、そういったものもこういう非常事態、異常事態という話が出てきました、3月議会の委員会において。今は大変な時期です。このままでいったら次年度も、平成29年度ですね、これも当然基金の取崩しをしなきゃいけない。行政の担当の皆さんが、ことほどさように心配しておられる。そうすると町長、もう改革は待たなしなんですよ。より好みしているときじゃない。このままの調子でいったら、虎の子の基金があつという間になくなってしまふ。一番ご存じですよ。そこに副町長もみえる、総務課長もみえる。皆さんそういう感覚でおられるというふうに思ってますけれどもね。

そんな中で、やはり優先順位も必要、要るものは要る。やらなきゃいけないことは当然やらなきゃいけないけれども、だけどころいった問題に関して、教育長、ちょっと待ってくださいね。町長がおっしゃいましたよね。これからはあらゆる施設を自分の目で確かめて、そしてそれを見ていきたい。改革もしかり、統廃合もしかり、廃止もあるかもしれない。そして町民の皆さんに不便をかけるようでも、何とか説得してやっていきたいという話がありましたのでね。だからそういう不退転の決意があるのであれば、当然そのように言っていることとやっていることが違っているよという話でなくて、名実ともにやってもらわなきゃ困る、このように思います。後でその見解を聞きます。

なぜ私はこのようなことを自治会の集会所の問題について申し上げるか。決して反対じゃないんですよ。集会所、先ほど申し上げたようにシロアリに食われた、危険である、そういうことであるんなら、そのように対応していかなくちゃいけないことはわかるけれども、けど使用

可能な集会所については自分の目で確かめていただいて、公共施設を利用する中で対応していくのもまた行政の知恵だと思っています。いま一度、その辺について見解を。その前に教育長から公共教育施設の開放についての見解を求めたい。

○議長（三宅 耕三君） 岡野譲治教育長。

○教育長（岡野 譲治君） すみません。何を答えていいかわからんところがちょっとあるんですけども、公共施設の学校施設の目的外使用について、お答えをすればよろしいでしょうか。

余裕教室の活用に関しては、毎年というか、平成何年ですかね、ちょっと年数を忘れちゃったけれども、文科省のほうからも余裕教室の活用促進についてというのがいろいろ出ておりますので、私どももそのことについては十分考慮を考えていきたいなと思っております。

日常的に1日か2日の余裕教室の開放というのは校長の権限ですけれども、恒常的にここを例えば郷土資料館にするとかというような話ですと、設置者、私どもの権限になりますので、私どもはそういうご要望があったときに、先ほど町長が申しましたように、教育委員会で検討しながら町全体で考えていかなければならない一つであるなと思っております。

以上でございます。

○議長（三宅 耕三君） 水谷俊郎町長。

○町長（水谷 俊郎君） 集会所についてですけど、建てかえについて、今、議員おっしゃられたことは当然の話でありまして、まだまだ使えるのに建てかえるんだというものについては、我々も考えなければいけないというふうに思ってます。

ただ、今自治会長会なんかで要望をいただいているのは、もうかなり老朽化してきている、だから建てかえんならんのだというようなお話で、確かに床なんかでもギシギシいってフワフワしているというようなところもございまして、地震が来ると危ないかなというものもございまして、そういうところからのご要望があれば、我々はそういう方向で考えていかなければいけないのではないかと。強固な、まだまだ建てかえの必要がないと思われるものが建てかえるということになれば、そこは考えていかなければいけない、これはもう同じ考え方でございませぬ。

○議長（三宅 耕三君） 山本議員。

○13番（山本 陽一郎君） そしたら法人化に向けて、もうちょっと議論をしたいんですけど、これについては当然法人化するわけですから権利も自治会に移りますよね。そして建てた後の維持管理は自治会でもってくださいねと、当然そういうことになるんだろうと思いますね。 そのときに土地がありますね、下に。この扱いがどうなるかということなんです。

ただ建物だけを法人化によって自治会が受け取る。それでは余り意味がないのではないかと。建物は今言ってる建てかえのように、いつかは古くなって壊れていく。何も残りませぬよね。それでは自治会として、もしそういうことであればですよ、土地が譲渡されないということであるんなら、何のために法人化によって自治会がそれを維持管理してやっていかなきゃいけないのかということにもつながりますので、土地の問題、責任体制です。いくら法人化によっ

て自治会に権限が移る、責任も移るといことなんですが、先ほど申し上げたように、例えば熊本のようなあんな大地震があつて、とてもじゃないけれどもみんな壊れちゃったよというときに、また再び町が責任を持って建てかえに応じていくのか、その辺も含めて答弁を求めたいと思います。

○議長（三宅 耕三君） 水谷町長。

○町長（水谷 俊郎君） 土地については譲渡ということも、考えの中に入れていくべきだというふうに思ってますが、それには無償譲渡、有償譲渡というのはあるんですが、今ちょっと在来地区とのかかわりもございますので、今すぐ無償譲渡という結論のお話をするわけにはいきませんが、いずれにしろ余り負担のかからない、要するにネオポリスの住民の皆さんに負担のかからない方法で譲渡していくという方向では我々考えていきたいなというふうに思っております。

○議長（三宅 耕三君） 山本議員。

○13番（山本 陽一郎君） じゃあ基本的に土地は譲渡しませんよと。していくのですか。

○議長（三宅 耕三君） 水谷町長。

○町長（水谷 俊郎君） 基本的に土地も譲渡をする方向で考えます。

○議長（三宅 耕三君） 山本議員。

○13番（山本 陽一郎君） ちょっと担当課とのすり合わせの中の話とは随分違っているので、その辺が聞いておかなきゃいけないと思って言っているんだけど、それで大丈夫ですね。

○議長（三宅 耕三君） 齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤 博重君） すみません、この件について少し補足させていただきたいんですが、先の3月議会で大木自治会のため池の話がございました。あれと内容はほぼ同じでございまして、無償譲渡する際には議会の議決が必要となつてまいりますので、そういった形を経て、可決されたものについては無償譲渡が成立するというふうに理解をしております。

○議長（三宅 耕三君） 山本議員。

○13番（山本 陽一郎君） そうすると、また聞かなきゃいけない。

じゃあこのまちは公正公平な行政のまちだというふうに私は信じておりますけれども、では各自治会が今使用している土地について、当然大小はありますよね。大小がある。片や500平米のところもあるかもしれない、300平米のところもあるかもしれない。そういう不均衡が出てくるかもしれない。

だからこういうやりとりの中で私いつも思うんだけど、思いつきでなくて、もっと町長部局の幹部の中でよく相談して、こういう問題についてはこうなんですということをはっきりしてもらいたい。担当の皆さんに聞くと、それがなかなか難しいという話、当然だと思う。

じゃあ聞きましょう。今、各自治会の集会所がありますね。そして東3丁目と西3丁目かな、公園の中に建ってますね、確かに。あれは本来は公園法の中では建ててはいけないものである

うと思っているんですね、私は。だからあの当時は団地を造成した時なので、その余勢を買ってというか、それをつくったという経緯も、その辺の経緯はわかりませんが、できた。これは当然今度そういうことになる、新しい場所へ引っ越ししなきゃいけないですね。そうなるとその土地の手当も必要。あればいいですよ、あちこち空いていれば、自治会の近接地の中で。それがなくなったらどうするのかという問題も出てくる。だからこういう問題は始める前に、きちっとそういうことも視野に入れながらやっていかないと、途中でどうなるんだよということで、不信感をいただくことになるので、ぜひ整理をしていただいて、今でもいいですよ、相談していただいて、ここで必ず無償譲渡するんだという話なら、していただければいいけれども。

○議長（三宅 耕三君） 水谷町長。

○町長（水谷 俊郎君） 今、総務部長が言ったのは、大木自治会のため池を無償譲渡したので、それによく似ているよねという話をしましたが、私一番最初に言いましたように、今ここで無償・有償というお話はちょっとできないということでございますので、無償になるか有償になるか、ちょっとわかりませんが、ただし譲渡の方向で考えている。有償になるかもわかりませんよ。有償・無償、ちょっとわかりませんが、譲渡の方向で考えているということでございますので、ご理解いただきたいと思ひますし、今、たしか西3丁目、東3丁目はおっしゃられたように公園の中に建ってます。これはもし建てかえということになれば、行政のほうで今持っている土地、行政の中でそれを探さなければいけないだろうというふうに思っております。

○議長（三宅 耕三君） 山本議員。

○13番（山本 陽一郎君） ため池の話が出ましたので言っておきますけれど、それとこれと一緒にしてもらっては困る。あの大木自治会に無償譲渡したのは、この東員町の歴史の中で、大木自治会の歴史の中で、長い不文律とか約束だとか、書類がなくてもよ、そういうものがあっていわく因縁がある、これは正当だからということで、あの議論が出てきたと私たちは理解をしている。何もないうまま無償譲渡するということであるなら、我々議会はいくら何でも認めやしない。ちょっと口が滑ったね。その正当に近い形での話があるから我々は認めた。大木自治会さんに無償譲渡すると。OKですよという話をした。それは長い歴史、伝統の中で培われたものがあるのだろうと、それを付度するから我々は何も言わずにそれは認めさせていただきます。

だけど今度の問題は違うでしょうが。そして笹尾自治会に言えば、在来地区の自治会の皆さんの自治会と違って財政基盤が違う、在来の皆さんはあちこちで、こんなことを言うとお叱りを買うかもしれないけれども、ある程度の財産基盤がある、特に大木さんもそうですね。この間、無償譲渡されたその土地もある。だけど笹尾城山についてはそれが無い。町の補助金と自治会員の皆さんの会費によって賄われている。後は何も無いという中でやっていこうとするんですね。

そうすると、これからまだ申請をしていない自治会については、集会所建てかえのための基

金を積まなきゃいけない、貯金をしなきゃいけない。おっしゃったように、2,000万円受けるためには1,000万円の貯金が必要ということになると思いますよね。だからそういうことを考えると、町の考えは、ここで質問を受けて、ああしようこうしようということではなくて、事前にきちっとやってもらわなきゃいけない、すり合わせをしておいてもらわなきゃ困ると思います。

そしてここに自治会集会所整備事業補助金交付要綱、これで1件100万円未満の工事は補助対象外とする、コミュニティ交付金を活用してくださいということですね。これを活用すれば大抵のものが補修できますよね。これはこういうものに使ってもいいんでしょう、当然。そうすると無理に法人化にしなくても、今のままで町のお世話をいただきながらやっていく、こういう選択肢もあるわけですね。どうですか。

○議長（三宅 耕三君） 水谷町長。

○町長（水谷 俊郎君） 今までやられてきた形態を、まだまだ老朽化してなくて大丈夫だというものについては、今のまま進めていかれるというのは、それはもうそれでルールの中でやられるということについては、我々が口出しすることではなく、それはもう自治会の判断だというふうに思っております。

○議長（三宅 耕三君） 山本議員。

○13番（山本 陽一郎君） 町長、この際申し上げておく。先ほど申し上げた土地の問題、これをどうするか。土地は無償譲渡なのか、それとも有償なのか、その辺のところをきちっとご相談いただいて、ほかの地区との兼ね合いをきちっと考える中で答えを出していただいて、新築が視野に入っているところもあるということであるなら、早急にその辺を出してもらいたい。それによってどうしようという自治会が出てくるかもしれない。土地も何もないんだったらやめておこうよ、コミュニティ交付金を使いながら、直していきながらやっていこうよというところがあるかもしれない。そういうほうが私は多いと思うけど。だからその辺のところをきちっとしていただきたいということ。

そして先ほど申し上げたこれらの問題について、ぜひ自分の目で確かめて、自分の目で統廃合、あるいは廃止とか前向きにとか、いろいろあるんだろうけれども、それを判断するという事なので、この問題についても今度町政懇談会がありますよね。その時には真っ先にこの問題について、それまでに答えを出してもらわなきゃいけませんよね、土地の問題は。それをお示しいただきながら、こういうメリット・デメリットがありますよと、法人化することは。それをお示しをしながら、ぜひこの問題がせつかくの事業ですので、誤りがないようにとり計らっていただきたいと、これは約束していただきますよ。町政懇談会の前にきちっと協議を重ねていただいて、どうするか、土地の問題ね、それを求めておきたいと。後で答弁してください。

そして私にとっては当然の質問ですけど、町長にとっては余りおもしろくない質問かもしれないけれども、唯一今回いいニュースが入ってきました。議長のお計らいで全員協議会があった。その中でハイブリットパーク、これが何とかかなりそうだよという話。企業名まではまだ明かされないけど、ということがあったんだけど、今までは出ていく話ばかり。こんな厳し

い、高齢化していく、人口が減っていく、そんな厳しい中で、やっと1つの芽が出てきたというふうに理解しておりますけれども、これをぜひこういうことをここだけでなく、前の3月議会で一般質問をしたように、三和地区を拠点として、こういう企業誘致にも取り組んでいただきたい、その決意についてお答えをいただきたい。

○議長（三宅 耕三君） 水谷町長。

○町長（水谷 俊郎君） 土地については先ほども言いましたように、笹尾城山地区というのは、今、議員のお話にあったように、少し在来地区とは違った事情がありますので、先ほども申し上げましたように、有償であっても余り負担がかからない方法で譲渡をさせていただきたいなど。詳細については、また詰めていきたいというふうに思っております。

また建てかえる建てかえないについては、その自治会が決めることであって、我々はそれを受けて、この要綱を行使するかしないかだけでございます。ただ、この要綱を行使するときには、建てかえた建物の所有者になっていただかなければいけませんから法人化というのは必要だと、こういうことでございますので、ぜひご理解を賜りたいというふうに思っております。

○議長（三宅 耕三君） 山本議員。

○13番（山本 陽一郎君） それではもう1つ申し上げておく。もう視野に入ってきてますね、一自治会の建てかえがね。そうすると、せっかく町には設計監理の専門業者がいて、町の指名業者となってやっていただいているところもある。そしてこういう建築については、同じように一般指名競争入札かな、そういうことで広く業者を募ってやられている。東員町も1件当たり1,000万円という大変な補助金を出すということであるなら、当然その責任の中で、そういう業者を紹介していただいて、町に準じた形での透明感のある業者選定もしてもらわなきゃいけない。そして当然見積もりだとか設計、そういったことについても、町の仕様に準じるような形でやってもらわなきゃ困る。ということは自治会長の皆さんは、こういう問題には詳しい方もみえるかもしれませんよ。だがほとんどは素人の方が多いと思う。そうであるなら当然東員町がそういうことに対して指導して、こういう指針でやってくださいということがあってしかるべきだと思いますけれども、そこも何でもかんでも自治会任せですか、どうぞ。

○議長（三宅 耕三君） 水谷町長。

○町長（水谷 俊郎君） 申しわけございませんけど、入札に関しては私全く権限を持ってませんので、副町長にかわらせていただきます。

○議長（三宅 耕三君） 小川裕之副町長。

○副町長（小川 裕之君） 先ほどの集会場の設計から含めての入札だというふうに思いますけれども、私は思うに、基本は自治会さんがどのような仕様で、どのような面積で、どのような使い方をするかということになってきますので、それをまず自治会できちっと決めていただくことがまず大事だろうと。その上で、できれば自治会のほうで2社、あるいは3社の見積もりをとっていただくのが、自治会としての自治としてのところに重点に置けばそうだろうというふうに思います。ただ、それがなかなか難しいということであれば、町のほうにご紹介等をいただければ、それなりのアドバイスはできるかとは思ってますけれども、本来的には自治会

さんのほうでやるべきではないかというふうに思っております。

○議長（三宅 耕三君） 山本議員。

○13番（山本 陽一郎君） まさに官僚の答弁、その最たるものである、このように思います。

なぜもっと積極的に、せっかくの東員町の町費を出してやっていただく、ある程度の方向性をきちっと出して、担当はきちんとやっているはずですよ。ある程度の町としての考えのもとでの設計積算というのかな、そういうのは当然やられていると思う。優秀な職員たちが多いのでね。であるならあちこちの自治会長、この辺は自治会の集会所もない、片や御殿とは言わないけれども、随分立派なのが建ったよと、片やそうでもないね、掘っ立て小屋とは言わないけれども、そういう余りにも差があると、東員町の事業としてどうなのかという心配があるので、老婆心ながら申し上げておきたいと思います。ある程度の枠組みというのか、方向性というのか、そういうのはお考えいただく中で事業を進めていただきたい。

そして町長、必ず今回の町政懇談会には、それまでには土地の譲渡を含めて真っ先にこの問題について焦点となっている、笹尾城山は。これをご説明する中で今のままがいいのか、建てかえたほうがいいのか、そういう声もどうぞ拾ってきていただきたいと思います。

時間も大分たちましたので、この辺で終わりにしたいと思いますけれども「時は今、雨が下しる五月かな」これは、かの明智光秀公が本能寺の変の前によまれたうたということでございます。それとこれとは全然関係ありません。意味がないんですけど、これから長くてうっとうしい梅雨の季節に入ります。どうぞご参会の皆さんにはお体に気をつけてご健勝であられるようにご祈念申し上げて、今回の私の一般質問を終わります。

ありがとうございます。

※集会所の土地は「譲渡」と答弁しましたが「貸与」の誤りとの訂正がありました。